

パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託審査 審査基準 評点の際の評価基準

法人の運営状況			
評価項目	評価内容	参照様式	評価基準
1 透明性の確保	情報の公開・提供（考え方・しくみ・実施方法等）	様式 3	法人としての情報公開・提供の仕組みが明文化され、公開されていること。
2 外部評価（第三者サービス評価）	受ける仕組み・受審実績	様式 3	外部評価を受けていること。又は、許認可団体の審査を受け、運営に問題がないことが明らかにされていること。
3 個人情報保護	プライバシー保護や個人情報保護対策	様式 3	法人としての個人情報保護対策が明文化され、公開されていること。
4 子育て支援に対する取り組み	基本理念・実績・特色ある固有の取り組み	様式 3	子育て支援に対する方針が明確であり、多摩市の子育て支援政策に対する理解度が高いこと。

子どものエリア事業業務委託に関する企画提案			
評価項目	評価内容	参照様式	評価基準
1 事業の運営理念	事業運営にあたっての基本理念・基本方針、今後の事業展開	様式 4	本事業の基本的な子育て支援の理念を理解しているとともに、多摩市の地域性に配慮した考え方が含まれていること。
2 職員	適切な人員基準・配置	様式 5－1 様式 5－2	各業務の人員基準を満たしているとともに、休暇、業務引継、休憩対応において無理のない運営体制が確保できていること。 標準要求書上の人員配置 事業管理責任者:1名(常勤) 子どもひろば事業:2名以上 一時保育事業:2名以上かつ配置基準以上(保育士含む) 満1～5歳は3:1で1/2以上保育士
	人材の確保、人材育成・研修計画及び実施状況	様式 5－3 様式 5－4	可能な限り自らの法人内において実績のある職員を採用していること。 また、外部から選考する場合は、選考過程において各業務に必要なスキルを見いだす方法を工夫していること。 人材育成においては、法人内での人材育成研修制度が整っていること、または、それに相当する育成環境があり、研修を定例的に行っていること。
	事業管理責任者の資格、経験、経歴	様式 5－5	子育てや子育て支援に関する経験や経験、知識、資格を有していること。また、事業の運営を管理した経験があること。
	職員（事業管理責任者を除く）の資格、経験	様式 5－6	一時保育担当者は1／2以上は保育士であること。その他の事業担当者も所定の研修修了者であること。 子どもひろば事業担当者は、子どもの遊びの支援や安全確保、他の親子との交流について熟知し、子育てに関する知識に精通していることを基準としていること。 利用者支援事業に携わる職員は、多摩市の子育て支援等のサービスや施設に精通するとともに、関係機関との円滑な連携に意識が高いことを基準としていること。 事業責任者・保育士以外は都道府県の子育て支援員研修を修了させること。

3	業務内容（考え方と実施内容）	子どもひろば事業	様式6-1	親子の交流の場の提供・相談援助・情報提供・講習会などについて明確なコンセプトに基づいた考え方があり、具体的な実施方法が示されていること。 標準要求書で求める以上の提案（人員、内容、工夫など）があれば高く評価する。
		利用者支援事業	様式6-2	子ども・子育て支援新制度の考え方をベースに、情報集約や提供の具体的な実施方法の提案が示されていること。 標準要求書以上の提案について高く評価する。
		講習会やイベント	様式6-3	月2回以上の講習会等を実施するにあたり、単独での実施だけでなく関係団体と連携した実施も想定していること。 講習会等の内容が、子どもの育ちに効果的な内容を想定し提案していること。 標準要求書以上の提案について高く評価する。
		一時保育事業	様式6-4	予約・申し込み・利用方法について市民から使いやすい方法を提示すること。保育中の事故発生を防止するための仕組みを提示すること。標準要求書以上の提案について高く評価する。
		その他提案事業（場所の特性を生かした連携策含む）	様式6-5	実施を求めている基本的機能に加えて独自に提案する事業について、子どもの育ち、親の不安・負担感の軽減、賑わい創出のいずれかに効果的であること。 パルテノン多摩という場所の特性を活用した事業内容であること。文化、芸術、公園、図書など関連するテーマ、近隣地域や企業との連携を取り入れた遊び等の展開を提案すること。
4	児童虐待への対応	虐待が疑われる場合の対応	様式7	虐待と思われるケースへの具体的対応、こども家庭センターとの連携の具体的対応が示されていること。
5	事故防止・安全対策等	対応策・訓練等	様式8	具体策が提示されていること。事故発生時の対応については、対応ルートが明示されていること。
6	受託経費（提案価格）	6カ年の事業運営見積額（内容・金額の妥当性）	様式9-1 様式9-2 様式9-3	契約目途額以内であること。 人件費が公契約条例に則ったものであること。 （労務報酬下限額1,280円 ※R8.10以降 都の最低賃金） 提案価格による評価基準は資料2「募集要項」を参照
7	衛生管理	事業運営時の衛生管理	様式10	マニュアルを作成すること。感染防止策が示されていること。
8	苦情処理	処理体制・対応方針等	様式11	処理体制のルートが確立されていること。市への報告が明示されていること。
9	広報や集客の方法	事業の周知など利用者を集める工夫	様式12	地域内外の子育て家庭に対して、事業の周知のための効果的な広報、子育て家庭に事業利用のために多く来場してもらうための効果的な工夫について提示すること。
10	家庭・関係機関連携	連携の考え方及び実施方法	様式13	保護者との交流の機会を設ける方策、相談機関・医療機関との連携の具体的方策が示されていること。
11	こども性暴力防止法及び職員による不適切な対応（虐待）について	こども性暴力防止法制度開始後の安全確保や犯罪事実確認、防止措置、情報管理措置など また、保育現場での虐待行為の未然防止（日常チェックや振り返り、職場内での意識共有化）、事案発見時の初動対応など	様式15	令和8年12月25日施行の「こども性暴力防止法」による対応する事業として、一時保育事業が認定対象となることから、法制度の趣旨に基づき国の認定を受け、適切な取組を行うこと。 また、職員による虐待行為を見逃さず未然防止に努める必要から、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁・文部科学省）」を参照し適切な対応を行うこと。